

令和5年度第2回徳島市入札監視委員会 議事録

開催日時	令和6年3月19日(火) 10:00～11:45
開催場所	徳島市役所8階 庁議室
出席者	委員会 多田委員長、則包委員、臼井委員、上野委員  徳島市及び 契約監理課長、上下水道局総務課長ほか関係各課・事務局職員 上下水道局
審議案件	一般競争入札(総合評価方式含む) 7件 指名競争入札 2件 随意契約 1件 合計 10件

議事概要

委 員 会	徳島市及び上下水道局
入札・契約手続等の運用状況等について	
◇なし	
審議1 <一般競争入札・総合評価方式> 国府東都市下水路築造工事 (河川水路課)	
◇予定価格は公表していますか。	◆予定価格は事前公表しています。
◇調査基準価格は入札後ですか。	◆調査基準価格は事後公表です。
◇失格判断基準がありますが、これはどう使うのですか。	◆調査基準価格以下の場合に、内訳明細書の金額が失格判断基準以下になると、失格になります。調査基準価格を超えていれば問題ありません。
◇評価値のうち社会性の項目について、この基準は全国統一ですか、徳島市独自ですか。	◆徳島市独自です。
◇社会性、地域貢献度はどのようになっていますか。	◆様式については資料に添付していません。社会性については、適宜改正しており、労働者への配慮ができる企業を評価していくことから、次年度も制度を改める予定です。
◇地域貢献度を具体的に教えてください。	◆アドプト事業やボランティアなどです。
◇世の中の要請はどんどん変わってきます。ESGやダイバーシティなど随時取り入れていく目線が必要です。	◆そうですね。
審議2 <一般競争入札> 左五衛門樋門改修工事 (河川水路課)	

<p>◇最低制限価格と予定価格に近い2つのグループに分かれます。見た目が入札額を少しずつずらしているように見えます。予定価格は事前公表していますか。</p> <p>◇憶測で言いますと、業者間である程度相談すれば最低制限価格はかなりの精度で計算できると思います。不正の目を摘む意味で、不自然な事象がある場合は、調査などを行う必要があると思います。チェックする人は必ず間違いがあると想定してチェックしてミスを防いでいます。そういう目で見ないと予防措置にならないと思います。</p> <p>◇入札結果をみると、16者がいかにも数字を並べているように見えます。不正だと言うつもりはありませんが、不思議に見えます。もしかしたらという視点で見る必要があると思います。過去に談合情報があったということですが、どのような内容でしたか。</p> <p>◇入札要領などに「談合情報があれば、速やかに市まで報告してください。」旨の記述があれば、効いてくると思います。</p>	<p>◆予定価格は事前公表しています。</p> <p>◆最低制限価格の計算は、全ての業者が入札金額を把握していれば可能ですが、この案件は一般競争入札ですので、どの業者が入札するのか開札するまではわからないので、競争性は確保されていると考えます。談合情報がありましたら、入札を取り止めたり、内部の委員会を開催することは過去にありました。一般競争入札では、何者が入札しているか、指名競争入札では、どこを指名しているかは公表していないので、最低制限価格を算出できない構造になっています。</p> <p>◆平成30年度にあり、A業者がB業者に電話をかけてきたということ、B業者が市に情報提供をしてきたということでした。公正入札調査委員会を開催し、指名業者を事情聴取し、公正取引委員会にも報告したということです。</p> <p>◆検討します。</p>
--	--

審議3 <一般競争入札> 方上町五間堀排水路改良工事

(耕地課)

<p>◇入札結果を見ると、千円単位で整然と並んでいます。事前に申し合わせがあったと見えます。</p> <p>◇直ちに不正ではないけれども、一部指摘があったということで、業者に事情や内訳明細書の内容を聞けませんか。</p> <p>◇入札金額自体にはそれほど差はありませんが、内訳明細書の項目ごとの金額はばらつきが大きいです。内訳明細書の意味があるか疑問です。</p> <p>◇不当に安くても高くても問題です。各項目では業者間に金額に差がありますが、チェックはしていませんか。</p>	<p>◆一般競争入札なので、誰が参加するかわからない中で、失格者も出ており、全ての業者の入札金額を把握するのは中々難しいのではと認識していません。</p> <p>◆内訳明細書については、調査基準価格以下ならば聞くことはできますが、有効な入札については個別に確認はとっていません。</p> <p>◆各項目の内訳で舗装工は、下請けに出すのか自社施工するのかで金額が大きく変わります。内訳明細書について市側は、予定価格の積算をしている意味があり、業者側は不当にダンピングをしないように、運用していますが、他の自治体も内訳の各項目までは踏み込めていないのが現状です。</p> <p>◆明確にするのは難しいと思います。</p>
--	--

<p>◇何でこんなに安いのか高いのかは、確認しなければいけないのではないのでしょうか。そうでなければ提出する意味がないです。</p> <p>◇各項目について、この項目には何を入れるのか明らかにするべきではないのでしょうか。</p> <p>◇内訳明細書を見たらバラバラなのに、入札金額は千円単位できれいに並んでいるのはおかしいと思います。市はそれについてどのような対応を考えているのか。内訳明細書の標準化ができれば一番いいと思います。知恵を絞るところです。</p>	<p>◆不当に安い場合は、総合的に失格基準価、最低制限価格を設けています。各項目については厳密にするのは難しいです。</p> <p>◆単価の部分を決した設計書や図面は閲覧できるようになっていますので、それを基に金額を積み上げることは可能だと思います。</p> <p>◆来年度から制度を見直して、設計書についても公開する方向で考えています。業者側にも積算能力を高めてもらうことを期待しています。現在も市が作成した内訳明細書は、入札後に公表していますので、業者は自分が作成した内訳明細書と比較することは可能です。</p>
---	--

審議4 <指名競争入札> 上八万支所空調等改修工事

(市民協働課)

<p>◇8者のうち6者が辞退しており、辞退者が多いのではないのでしょうか。</p> <p>◇1者が予定価格と同額で入札しており、競争性が働いていないと見えます。辞退の理由書は徴取していますか。</p> <p>◇書面とはいかないまでも辞退の理由は書いているのでしょうか。</p> <p>◇理由を求めませんか。辞退すると競争性が失われます。</p> <p>◇辞退が続くと指名から外すのも有りかと思えます。</p> <p>◇辞退をした結果、特定のところが落札するように仕組んでないか、予防措置として辞退ができる限り少なくするような方向に対応するのがよいのではないですか。入札委員会が実効性を持った委員会であるかを問われている指定をされています。理由書で牽制を効かせてはどうですか。辞退する理由を示してほしい。</p> <p>◇設備を入手できないから辞退するという現象は、他の入札でも発生していますか。</p>	<p>◆この案件は2者が入札していますが、別のグループで入札を実施しており、そのとき全員入札せず不調の案件となりました。再度別グループで指名をやり直したのがこの結果です。工事場所や予定価格が低いことが、影響したのではないかと思います。</p> <p>◆電子入札システムで、辞退の選択をするだけになっており、書面までは求めていません。</p> <p>◆システムでは、辞退の記載部分は持ち合わせていません。フリーで書けるわけではなく、単に辞退のボタンを押すという仕組みです。</p> <p>◆不調になった場合は、理由の確認をしています。</p> <p>◆入札に参加しなかったということで、ペナルティを設けるのは難しいと思います。辞退理由についても、業者側に多少ばかされることも考えられます。</p> <p>◆辞退を行う際に、システム上で理由を入れることが可能か改めて確認を行います。</p> <p>◆機械系、空調系では、設計時と入札時ではタイムラグがあり、金額の上昇等により折り合いがつかないケースが発生することがあります。</p>
---	--

◇そういう意味でも辞退の理由を探してほしいです。	◆はい。
<p>審議5 &lt;特命随意契約&gt; 東部環境事業所ごみ焼却施設灰出し設備等整備工事  (東部環境事業所施設課)</p>	
<p>◇日立造船しか扱えない案件ですよね。</p> <p>◇独自の技術を持っている業者が出す価格について、妥当かどうかの市側の検証はどうしているのでしょうか。</p> <p>◇このような難しい案件の価格査定は大丈夫ですか。</p> <p>◇今できる積み上げ方式を使って算定をしているので、妥当といえる、最善を尽くしているという回答ですか。</p> <p>◇大学で特殊な1者しかできないような案件は、選定委員会にかけていますが、そのような仕組みは公共事業にありますか。</p>	<p>◆ごみ焼却設備は、その設備会社が独特のノウハウを持っています。</p> <p>◆一般競争入札において、入札価格が予定価格の範囲内で最低制限価格以上であることから、妥当であると認識しています。</p> <p>◆予定価格の基になるのが設計書であり、工数や見積書を徴収して組んでいます。</p> <p>◆そうです。</p> <p>◆5,000万円以上の入札、2,500万円以上の随意契約は、内部の業者選定審査委員会に諮っています。</p>
<p>審議6 &lt;一般競争入札&gt; 橋梁工事発注者支援業務  (道路建設課)</p>	
<p>◇入札金額が10万円単位で並んでいます。不思議です。客観的におかしいと見えます。</p> <p>◇最低制限価格の予測はできるはずですか。</p> <p>◇この業務の案件は、ほとんどが人件費と経費なので、原価の計算にあまり差がつかないため、入札金額が近くなってしまうのはある程度仕様がなと思います。業務原価の内訳は業者から提出されていますか。</p>	<p>◆一般競争入札なので、誰が参加するかわからないため、全ての業者の入札金額を把握するのは中々難しいのではと認識しています。</p> <p>◆失格にならないような推測はできても、業者数とそれぞれの入札価格がわからないと、落札になるかは難しいと思います。</p> <p>◆業者からの提出はありません。これを構成する詳細な項目はあります。</p>
<p>審議7 &lt;指名競争入札&gt; 加茂名学童保育会館外壁等改修工事設計業務  (子育て支援課)</p>	

<p>◇辞退がすごく多いですが、なぜですか。</p> <p>◇そういうことにならないような対策は何か考えていますか。</p> <p>◇今回の教訓は何ですか。</p> <p>◇PDCAの回し方はうまくいっていますか。</p>	<p>◆この案件は別のグループで指名競争入札を行いましたでしたが、不調になったことにより、別グループにおいて、再度指名競争入札を行いました。発注時期が遅れたことによって、業者側に余裕がないとのことでした。</p> <p>◆工事では施工時期の平準化の流れもあり、業務委託に関しても早期の発注を心がけています。</p> <p>◆今回の案件は普段から発注している課ではないので、不慣れであったこともあり、事務局としては、何らかのサポートやレクチャーをしたいと考えています。</p> <p>◆設計・積算の前倒しはしており、今回は要因として予定価格が安価だったこともあると思います。</p>
---	--

審議8 <一般競争入札・総合評価方式> 徳島町城内下水管渠築造工事（2工区）

（上下水道局）

<p>◇ 計算式により算出した失格基準価格が調査基準価格を上回った場合、失格基準価格は調査基準価格にするよと、そういうことですね。</p> <p>◇ この工事のように失格基準価格が調査基準価格を上回ることは、ときどきあるのですか。</p>	<p>◆ そうです。</p> <p>◆ はい、あります。</p>
---	----------------------------------

審議9 <一般競争入札> 徳島市水道管路緊急改善事業（3）新蔵町1丁目配水管布設替工事

<p>◇ この案件は一般競争入札ですが、2者しか入札してこなかったのですか。</p> <p>◇ 他の工事が重なってしまい、みなさん手一杯で参加しなかったということなのでしょうか。</p> <p>◇ 感覚として、その5者のうちで2者参加というのはいい方だなといったところでしょうか。</p>	<p>◆ 3千万円以上の配水管布設工事ですと、配水管布設工事有資格者名簿における等級がAの者が参加可能となります。Aランクの業者は11者おりまして、そのうちの2者から応札があったということになります。</p> <p>◆ この案件ですが、参加のための条件として日本ダクタイル鉄管協会や日本水道協会主催の耐震管、大口径管の講習を修了した技術者の配置を求めておりまして、現状その資格を持つ技術者を雇用している業者はAランクの中でも5者くらいしかおりません。</p> <p>◆ 2者でじゅうぶんだということではなく、やはり多くの業者に参加していただき、価格競争を</p>
--	---

<p>◇ そのことに向けた工夫と申しますか、課題みたいなものは特にないのでしょうか。</p> <p>◇ あまり条件を緩めるわけにはいかないということで、現行の方法が最善ということですね。</p> <p>◇ 口径600mmの水道管は、落札業者が調達するのですか。また、そういった管を業者は常に保有しているのですか。</p> <p>◇ 業者でないとわからないかもしれませんが、水道管は発注してから納入までどれくらいの期間がかかりますか。</p>	<p>していただいて少しでも安いところと契約を結ぶ方がいいのではないかと考えています。</p> <p>◆ この案件は600mmというかなり大きな口径の工事になりますので、先ほどご説明させていただいた資格を持つ技術者の配置に加え、施工実績についても大口径の実績がある者といった条件を入札参加資格として設定しております。かなり重要な基幹管路となりますので、少し厳しい条件にはさせていただいております。</p> <p>◆ はい。</p> <p>◆ 落札業者が調達をします。業者が常に大口径の水道管を保有しているかといえば、そうではないと思います。</p> <p>◆ すみません、こちらでは把握できておりません。(業者の調達先、メーカーの製造状況、発注する管種や時期などにより様々なケースが考えられるため)</p>
--	---

審議10 <一般競争入札> 徳島市下水道ストックマネジメント計画策定業務

<p>◇ この案件の最低制限価格が約8千5百万円ですが、結果をみますとA社とB社の2者がそれを下回った金額での応札により失格となり、1億8百万円で応札したC社が落札しています。値引きをがんばった2者が落札できなかったということで、こういった非合理性を何か解決する手だてはないかなと思うのですが。</p> <p>◇ この案件は計画策定業務なので、いわゆる頭の商売ですよね。工事であれば安い資材を使ってつくっているのではないかと懸念もあるわけなのですが、設計というのはあまり品質の議論がなじまないのではないかなと思うのですが。</p>	<p>◆ 工事(業務)の品質を求める上で、最低制限価格というものが最低限のラインということになります。こちらを下回ると品質的にも問題があるのではないかとということで、最低制限価格の設定をさせていただいております。</p> <p>◆ 業務委託や計画策定といった業務は、確認から外部調整とか整合などといった作業が結構多くなる場合があります。コンサル業者としては、人件費…人の数を投入しなければいけないということがありますので、品質という観点で申し上げますと、安いということはその分、かける人数を削減するという事だと思います。</p>
---	--

<p>◇ 安価なところに依頼してしまったら、やはり計画もそれなりのものができあがってしまうと。</p> <p>◇ 最低制限価格は適切なのかなという思いがあって、たとえば工事の資材であれば世間相場があります。人の頭を使って行う仕事においては、AIなどで設計をするといったこともできていて、それにより人件費も抑えられると思うのです。そういった時代の趨勢を考えたときに、はたして今まで通りの計算方式でいいのかと疑いつつやっていくことも必要ではないですか。</p> <p>◇ 予定価格は公表されていますよね。失格になった2者は、なんとか安価で落札しようというような気持ちで計算して金額を算出したのではないかと推測しています。予定価格に近い金額で応札する者があるに違いないが、なんとか最低制限価格ぎりぎりで落札しようとしたのではないかと思います。しかし、実際は予定価格付近に2者いたことで最低制限価格もその分引き上がってしまい、予測が外れて失格になってしまったという風にみえるのですが、どうでしょうか。</p> <p>◇ 世の中、給料を上げましょうといった動きがあります。公共事業で人件費を上げていかないと業者のみなさんの給料が上がらない。なので、公共事業の人件費の最低価格とか…あるいは給料を上げるための活動をしていることに対して、総合評価の上ではポイントを与えるといった動きもあるかと思うのですが、この案件はそういうこととは関係ないのでしょうか。</p> <p>◇ あまり税金を無駄遣いせず、安いお金で事業を行っていただくということがいいとは思いますが。そのこととは別に、給料を上げていきましょうといった考えも必要かと思えます。</p>	<p>そのことにより成果品の精度が下がってしまうおそれはあるかなと思います。</p> <p>◆ 少ない人員で業務をまわす分、ちょっとチェックがいき届かないといった可能性はあるかもしれません。</p> <p>◆ そうですね、そのあたりについては国の方が今案件のような計画をつくる時に、この作業であればこれくらいの人件費がかかるといったことを決めておきまして、最近国もそういった先進技術を導入した場合の単価というものを検討しているところです。そういった技術の発展に応じて単価も下がってきてはいます。現状それを踏まえた上での基準単価ということにはなっております。</p> <p>◆ 失格になった2者がそういった意図で安く応札したかどうかというのは、こちらではわかりませんが、別の2者が予定価格付近で入札したため必然的に最低制限価格が上がるということについては間違いないと思います。</p> <p>◆ この案件につきましては業務ですので、建設工事で実施しているような総合評価方式の採点には行っておりません。</p> <p>◆ 単価については毎年国が統計をとり、単価自体は上がらなくとも経費などの部分が上がったりはしております。業務単価としては、年々上がっているといった傾向にはあります。</p>
---	---

指名停止の運用状況について	
◇西松建設の指名停止はどのような背景があったのですか。	◆契約を辞退していますので、指名停止のペナルティがつきますが、理由については不透明です。
◇明らかにコンプライアンス違反であったり、内部でも相当もめたのではないですか。	◆指名停止要綱の別表第 10 号に該当し、過去から契約の辞退は 4 か月の指名停止を適用しています。
◇社会性や入札コストを考えると、4 か月は短い気がします。	◆この案件は再度やり直しました。
◇辞退理由書を出して牽制の方がいいのではないのでしょうか。	◆これは事業課において、プロポーザル方式で行った案件で、辞退届も事業課の方で受付しました。理由を求めたとしても、契約を結ばないという行為の方がウエイトが大きく、その理由で指名停止となっています。
◇損害賠償請求はしますか。余計なコストがかかっています。	◆まだスタートしていないので、損害賠償請求はしません。
◇受託候補者として特定とはどういう意味ですか。	◆プロポーザルガイドラインの中で、受託候補者という言葉を使っており、意味は受注者と同じです。契約書に判を押す前に辞退したものです。
◇他の自治体も指名停止になりますか。	◆自治体ごとに決める話で、横並びで指名停止するわけではありません。法令違反の場合は、市は徳島県に準じて指名停止をしています。 指名停止になった場合、契約前であれば契約せず、契約締結後は有効となります。

以 上